
件名： 第1回 食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会 議事要旨
日時： 2005年11月10日 木曜日
場所： 航空会館 502 会議室

1 開会（略）

2 挨拶

農水省：昨年8月にCodexによるトレーサビリティの定義が確定し、ISO/CD22005でもCodexの定義を採用するという国際的な流れの中で、トレーサビリティシステムに対する第三者認証をしっかりと検討していける素地が固まってきたのではないかと考えている。国内でトレーサビリティを普及させるためにも、第三者認証を検討していくよい機会ではないかと思っている。生産段階、加工・流通・小売段階に適用できる第三者認証制度の骨格を作っていただきたい。

3 委員会規約について

結論

・「食品トレーサビリティシステム第三者認証委員会規約」が原案通り承認された。

4 審議

（1）第3回システム開発検討委員会における第三者認証に関する議論の概要

事務局 A：資料2「第3回コピキタシステム開発検討委員会 議事録要旨（抜粋）を説明
*規格化かガイドラインか

委員 A：将来的に規格として作るのはいいと思うが、今の段階で作ることは反対だ。トレーサビリティの第三者認証に関するガイドラインのような手引きを作るのであれば賛成だ。有機 JAS や生産情報公表 JAS など色々なものがある、本当に消費者のためなのか分からないし、余計混乱してしまうのではないかと。まずは今あるものについて広報していくことも大切だ。

農水省：トレーサビリティシステムの要件として何が必要なかを明確にする必要がある。また、トレーサビリティに対する認証を、民間の中でオーソライズし、信頼性を高めるシステムを作りながら、各組織またはチェーンとしてのトレーサビリティの普及を図る必要があるのではないかと。国が作る規格ということではなく、認証をやるための基本的なツールを提案していく。

委員 A：トレーサビリティの第三者認証規格を作るのではなく、国の基準を作るといったことか。

農水省：生産にも流通にも適用できるジェネラルな要求事項を民間に提示したい。

委員 A：生産情報公表 JAS は、提出されている情報の正しさに対する第三者認証だと思っている。そちらとの混乱がないようにしたい。

(2) 検討事項及び検討方法について

農水省：(資料3「トレーサビリティの定義等について」を説明)

* 認証の対象

委員 B：チェーン全体のトレーサビリティとは別に、生産、流通、小売など段階別でもトレーサビリティを認めていくとすると、この認証をオーソライズする仕組みが非常に重要である。各地方にある色々な団体が取り組むトレーサビリティの認証をオーソライズするのか等、議論する必要がある。

委員 C：トレーサビリティシステムは、目的を達成するための手段である。目的によってどの程度やるか変わってくるから、トレーサビリティシステムだけの認証というのは本当に難しい。ガイドラインを出すことしかできないと思う。

委員 D：認証の対象は、トレーサビリティとしてモノの移動に対してなのか、生産・流通履歴情報に対してなのか。また、生産情報公表 JAS と重複するのではないかな。

委員 E：「構築に向けた考え方」では、食品を追跡するための情報を「流通経路情報」と表して、生産や製造の各段階での製品の取扱い情報、商品情報を「生産・流通履歴情報」と言い分けていた。「流通経路情報」とは、前後の事業者との結びつきを確保するだけでなく、事業者の中で仕入れた原料のどれを使ってどの製品が作られたか(内部トレーサビリティ)という、紐付け情報の意味を含んだ言葉だ。この「流通経路情報」という言葉では誤解を招くので見直しが必要だと思う。むしろ「紐付け情報」というよい。

生産情報公表 JAS 制度も食品衛生法で販売・仕入れ先を記録することも、one step back, one step forward と内部トレーサビリティの紐付けをきちんと把握していないので、ロット単位でモノを追跡する時は、どちらも不十分である。

また、目的によって精度に差があるとしても、設定された制度の中で、紐付けがなされているかどうか、工夫をすればチェックすることは可能だと思う。

委員 B：内部のチェックだけでなく、第三者のチェックが必要だと思うか。

委員 E：内部でも第三者のチェックでも、紐付けが出来るかどうかチェックすることは可能なのではないかな。

農水省：ロットを大きく組むか、小さく組むかは事業者が判断すべき問題だと思う。(事業者が設定した)基準がちゃんと守られているかどうか、認証のチェック対象になる。

委員 C：「流通経路情報」は食品衛生法で求めており、最低限必要だ。一方「生産・流通履歴情報」は、情報をどこまで取るのかということが、目的によって色々違うので、実際に要求事項を作っても目的によっては必要ないものも出てくる。

委員 E：「生産・流通履歴情報」は目的に付随する。ただ、one step back, one step forward と内部トレーサビリティは、紐付けの精度は様々だが、ロット単位で追跡しようとすると不可欠である。

委員 A：将来的には(規格が)あったほうが良いが、まず手順を明確にするべきだ。何かつくるなら、活用され、愛される規格・基準をつくるべきだと思う。現状のまま色々な規格等をつくっていくと混乱する。例えば、生産情報公表 JAS や有機 JAS で既

に確立されているトレーサビリティを一般の人にもわかるように明確に位置付けるとか、トレーサビリティ（の認証）だけを取りたい人は取れるようにするとか、トレーサビリティの確認のあり方の基本を決めることが重要なのではないか。

委員 B：有機 JAS の認証を取ってればトレーサビリティが出来ている、とはイコールにならない部分があると思う。

* トレーサビリティの要求事項と「安全」

委員 F：色々な目的に共通して、基礎になるようなトレーサビリティの仕組みを考えなければいけない。Tool としてのトレーサビリティの機能が維持できるための最低限の要項とは何かを議論しなければならない。ここで議論されなければならないのは事業者認証的なものではないか。それが規格にならないと考えるのはなぜか。

委員 B：規格にまでいくかはともかく、明確な基準を作るのがこの委員会ではないか。

委員 G：JA では、「安全」と「安心」という言葉を明確に使い分けしている。「安全」というのは、農薬取締法や衛生法など、事前にアセスメントされて制定された法律や基準にきちんと則って適正に作られたもののことを指し、「安心」は本当に安全に作られたか、流通段階等で安全なものが安全なまま、自分の口元に届いたのかということだ。消費者自身が何らかの情報をもって「安全」を確認できなければ、いくら安全なものであっても食べてもらえない。

常に議論に出てくるのは、誰が何を知りたがっているのかだ。また生産者が法律に合わせて一生懸命作った努力の成果が、間違いなく店頭に並んで届いたか、生産者自身も確認したいという意見がある。

委員 H：小売側が一番聞かれるのは、農薬や肥料の使用量、飼料添加物や薬剤の投与使用の有無であり、今後、さらには温度管理である。

小売業者は、食品衛生法関連の仕入れの記録については、消費者から問い合わせもあるので、現状すでに保管している。

委員 I：「安心」は「安全」の積み重ねによる信頼感で、トレーサビリティは「安心」の部分に関与してくる。

Codex による定義に準じてモノの流れだけをトレースできればよく、そこに含まれる情報は入らないとすると、認証という考え方にはならないと思う。モノの流れとそれに伴った情報がきちんと紐付いて、はじめて認証の形になるのではないか。そうしなければ、本当の意味で「安全」を担保するためのシステム認証は出来ない。

委員 J：トレーサビリティと、安全をどうやって担保するのは別に考えた方がよい。トレーサビリティの基本は、モノを識別して、どこをどうやって通ってきたかだけ分かればよい。目的によって、それに付随する情報を工夫することを考えるべきだ。

委員 K：トレーサビリティを規格にするかガイドラインにするか、いずれでも構わない。法律で強制するのは反対であるが、任意なら個々の判断に任せられる。BtoB また BtoC で考えた場合、トレーサビリティの方法が変わってくると思うので、基準があればよい。

委員 A：将来的には（規格が）あったほうが良いが、まず手順を明確にするべきだ。何かつくるなら、愛される規格・基準をつくるべきだと思う。現状のまま色々な規格等

をつくっていくと混乱する。例えば、生産情報公表 JAS や有機 JAS の中にトレーサビリティを入れてしまうと、トレーサビリティ(の認証)だけを取りたい人は取れるとか、基本を確立することが重要なのではないか。

農水省：どういう要求事項を満たしていれば、トレーサビリティを導入していると宣言できるのかを明確にすべきだ。その上で、認証が必要であれば認証が取れるような形をつくるというのはどうか。あくまでもトレーサビリティは任意であるから、骨格的なものを作って、これに付加するものは事業者が作っていけばよい。

「食品トレーサビリティ・システム認証の手引き」(資料4)をたたき台として要求事項の明確化を進めたい。

* 資料4に対するコメント

農水省：(資料4「食品トレーサビリティ・システム認証の手引き」の説明)

委員 E：(資料4の)「4.3 目的の設定」は、「導入の手引き」と ISO22005 の書き方は同じなので、そちらの目的の捉え方に合わせた方がよい。(資料4)「4.3 目的の設定」の「原料と製品の対応づけを可能とする」はツールそのもので目的ではない。そのツールを何に使うのかが目的になるので、そのように書いていただいた方がよい。

4.4 は「目的達成のための仕組みの設定」ではなく「目的達成(トレーサビリティ)のための仕組みの設定」にした方がよいのではないか。

(資料4まえがき最後の段落)「目的を達成していることを実証する証拠を提供できるシステムを有することを保証する」は目的ではなく「トレーサビリティを確保できるシステムを有することを証明できる」と書いていただいたほうがよい。安全確保のためにトレーサビリティを入れていたとしても、安全確保という目的を達成しているかどうかは、ここで認証することではない。

農水省：考え方や詳しい内容は、作業部会を作って議論の方が効率的ではないか。

委員 E：(資料4「4.4 目的達成のための仕組みの設定」について)

最低限それが出来ていたらトレーサビリティは確保できる、ということを書き込んだ方が親切である。

* 「要求事項」のイメージ

農水省：イメージとしては、一般的な、誰でも分かるような要求事項、解説的な事を書いていきたい。

そこで、認証のために何を作ったらよいか。要求事項、解説のガイドライン、認証機関の資格要件、検査員の資格要件を作る必要があると思う。これらを作る必要があるのか、またどのように作っていくのかを作業部会を立ち上げて議論し、ある程度煮詰まったら会議を開く。

委員 E：ISO22005 もそうだが、かなりの事業所や製品で、トレーサビリティに近いところまでは出来ているのに、一から新しいシステムを作って、やらなければならないかのように思われている。追跡する為の要件さえ満たされていれば、チェックして認証する、というような取り組みやすい仕組みに出来たらよい。

農水省：イメージとしては ISO22005 の解説書のように、受入伝票や販売先の伝票でも代用できることを明記して、電子化されている場合は保存されていることが分かればいい、と示したらよい。

委員 C：食品安全のためのシステムの一つとしてトレーサビリティがある。食品のトレーサビリティシステムだけで、継続的改善や検証をするのは変ではないか。

* 認証する立場

委員 D：第三者認証という言葉から、コストがかかると連想してしまう。第三者認証が本当に必要なのか、第三者（取引相手）認証や、自己検証のためのガイドラインでは何故いけないのか、議論をしていただきたい。

農水省：第三者とは信頼性を持たせるためで、全く第三者的立場から見ているならば、第一者（自己宣言）でも第三者（取引先）でもよいという解釈だ。

事務局 B：認証の言葉使いを考えることより、将来の認証システムについて、見通しを立てることがまず大事なのではないか。

委員 L：食品が、どのように仕入れられて、どのように内部で管理して販売したか、ということを確認するならば、通常業務としてやっていることだ。各企業で内部監査もやっている。第三者認証というような仰々しいものでなくてもよいのではないか。製品、商品の特性ごとに作ると、無数の第三者認証機関が必要になってくるのではないか。

委員 J：第三者認証がないと消費者は納得しない。消費者の中には、業者も第一者、第二者も信用できないという気持ちもあるので、消費者に代わって第三者がちゃんとやっているかどうかを判定するための制度だと思う。

* 「要求事項」のイメージ（続き）

委員 J トレーサビリティ自体は、余分なものを全部取って骨格だけにすれば、すごく簡単なシステムなので、それほど手間をかけないでよいのではないか。有機 JAS や GAP でも全部トレーサビリティを確保することになっているので、トレーサビリティはこうあるべきという基本が示されるのが一番良い。

委員 E：事業者は何をやればよいのか、認証団体は何に基づいてチェックしたら良いのか、消費者にとってはトレーサビリティが確保されているということがどういうことか分かるように、中身をはっきりさせていくことが一番大きな目的になるのではないか。

農水省：中小企業でもちゃんとやられている所に、信頼性を持たせていく為には、外部からチェックしてちゃんとトレーサビリティができていることを認めることが必要だ。モノの流れを把握していることを保証するだけでも、中小企業にとっては有意義な制度になってくるのではないか。本来は目的をつくらせても良いと思っていたが、トレーサビリティがやられているか、やられていないかというだけでもいいと思う。

* 認証する立場（続き）

委員 F：日本では、事業者トレーサビリティシステムの場合、第三者認証の第三者機関と

して業界団体や農協、普及センター等共同してチェックする可能性が高い。第三者の概念の議論はもっと、より具体的になり、トレーサビリティシステムの定着に寄与するのではないか。

委員 I：既に第三者監査という形でやっているが、財団法人という名称は、監査を受けている企業の方々のセールスポイント、メリットになっている。第三者監査を受けた企業が、(企業の)ホームページ上で、法的もしくは財団法人が監査をしていることをアピールしているのが実態だ。ということは、それがなければやらないということがあると思う。認証があれば、もっとトレーサビリティは水平展開していこう。ハードルを低くすれば、加速的に普及を後押しする制度になっていくのではないか。

委員 A：有機 JAS 等につなげたいので、モノの流れだけではなくて、有機 JAS と同じ様な見方で、どこまでチェックするのかをここで議論することが重要だ。

* 本委員会の課題

委員 M：資料 4 の表題に「食品トレーサビリティ・システム認証の手引き」と書いてあるが、中身には認証について書かれておらず、トレーサビリティシステムとは何をしなければならぬのか、ということが書いてある。

重要な事は、トレーサビリティシステムは何をしなければいけないのかということが明確になることと、トレーサビリティシステムがどういうことなのかをきちんと伝えること。もし認証ということを考えるのなら、そのための制度には何が必要なのかを決めなければならない。

「トレーサビリティシステムは何をやらなければならないのか」があることを前提に認証について討議するのか、あるいはやることまで議論しなければならないのか、どちらなのか。

委員 N：グローバルなことを考えている企業は ISO や EUREPGAP の認証を考えて、国内だけを考えている所は、ISO22000 に PRP s やトレーサビリティなどが入ってきているので、限定認証という形で JAS の中に入れるということも、一つの案として考えられるのではないか。日本の実情に合った、包括的な中でパーツの認証の可能性がないものか。

もう一点は、規格にするかガイドラインにするかという問題で、ガイドラインは意味がない。最低限でも任意規格にするということは必要ではないか。

委員 M：ISO9001 や 22000 はトレーサビリティが入っているので、大きなことが出来ないうが、(認証を)取れる中小企業等はそれでやればいい。そのような選択肢を持つ事は、この制度を生かして、それぞれの企業が取り組むためにいい。

事務局 A：委員会規約(資料 1「3.検討事項」)によれば、「食品トレーサビリティシステムの要求事項」についてもこの委員会で検討することになっている。成果物としてどういった形でまとめるのがよいか。特に、以前作成した「導入の手引き」や「構築に向けた考え方」との関係がどうなるのか。置き換えるのか、それを前提に新しく要求事項を作るのか。

委員 B：今まで作ってきた「導入の手引き」や「構築に向けた考え方」と第三者認証との

簡単な関連図のようなものを作っていただき、違いを明確にする必要があると思う。

第三者は、企業や財団、社団などの法人や業界だけでは不十分だと思う。利害関係のない第三者をオーソライズする必要があるのではないか。場合によっては、第三者を認証する第三者も必要かもしれないと考えている。そういう意味では、第三者支援の仕組みは作れるが、オーソライズする仕組みとして作るのは、まだ早いという気がする。

それを消費者が納得できる仕組みにするためにはどうするかというのが、トレーサビリティの基本だと思うので、その要件が何なのかを決めなければいけない。また中小企業へのコンサルティングについても検討してはどうか。

農水省：この要求事項だけでは、認証制度は立ち上がらない。この委員会で、第三者認証をやるにあたって、認証をする機関の要求事項等、何が必要かを決めておきたい。

委員 M：最低でも必要なものは、取り組まれる方が何に基づかなければいけないのかという認証するための基準。評価する機関が何に基づいて評価とするのか。評価する人(審査員、監査員等)がどのような資格や力を持っていなければならないか。

また、この制度をやるために、きちんと PR することやコンサルテーションのことも考える必要があるかもしれないが、認証とコンサルテーションは、完全に切り分けないと第三者にはならない。

* 作業部会の設置

農水省：議論の結果を踏まえて、トレーサビリティの要求事項、認証機関としての資格要件や検査員としての資格要件等について、需給センターと相談して原案を作ってお諮りする。それぞれに作業部会を作って、原案に対して意見を求める形で進めるのはどうか。

委員 B：トレーサビリティシステムそのものの言葉や、認証の言葉や内容など色々な問題があったが、それは全て作業部会で議論して、その結果を第二回委員会でご報告いただくということか。

農水省：作業部会は、あくまで要求事項、認証機関の資格要件、検査員の資格要件について、どういうことが必要なのかを決めていく。また「導入の手引き」と「構築に向けた考え方」で、今回の検討によっては新しい考え方を採用していかなければならないのではないかと思う。過去に検討したものをどう引き継ぐかという問題は、今後検討しなければいけない。

委員 E：世界的な流れとして、定義も変わってきているので、新しいものに変えていく必要がある。ただ、何をすればトレーサビリティが確保できるのか、という部分については、日本で定着してきていると思うので、ベースにさせていただいた方がよい。

今回作るのは認証の手引きで、「導入の手引き」や「構築に向けた考え方」そのものではないので、これを廃止して認証の手引きに統合して取って代われるということではないと思う。

結論

- ・作業部会を新たに設置して、事務局が作成する原案を検討する。
- ・その結果を第二回委員会に報告する。

4 閉会

委員会は、1月と3月に一回ずつ、あと2回開催する予定。

作業部会の内容や日程について、人選も含め、後日連絡する。